

特別寄稿

レギーナ・ミュールホイザー (Regina Mühlhäuser)

2017年4月, 日本講演原稿

戦時の性暴力と性的搾取 ——第二次世界大戦下のドイツ軍の場合

姫岡とし子・小野寺拓也 (訳)

本稿は、レギーナ・ミュールホイザー (Regina Mühlhäuser) 氏が2017年4月20日に立命館大学で行った講演(主催、立命館大学言語文化研究所、ジェンダー研究会)に注をつけたものである。ミュールホイザー氏は、1971年生まれ。ハンブルク大学で歴史学・近代ドイツ文学・韓国学を学び、ケルン大学より博士号を取得。専門は歴史学、ジェンダー史。現在、ハンブルク社会研究所プロジェクト研究員。最初の単著となる『戦場の性—独ソ戦下のドイツ兵と女性たち』で、オファーマン=ヘルガルテン賞ほか、ドイツ国内のさまざまな賞を受賞した。同書は日本語に訳され、岩波書店から2015年に出版されている。

日本では、被害者に突き動かされる形で、日本軍による性暴力の研究がはじまりました。1990年代初頭に、被害女性たちは沈黙を破って彼女たちの記憶を社会と分かち合い、さらに彼女たちをはじめとする数万人の女性や少女たちがアジア・太平洋戦争中に受けた不当な行為の認知を要求したのです。

これに対してドイツでのドイツ軍による性暴力に関する研究は、その数年後によくじょじょに開始されることになりました。契機となったのは、いわゆる日本軍「慰安婦」についての国際的な議論、また旧ユーゴスラヴィア紛争の過程で戦闘手段として性暴力が行使されたことやルワンダでの大量虐殺に関するメディア報道でした。

ここアジアで被害証人から広範囲に及ぶ証言が得られたことは、計り知れない価値があります。積極的な社会的支援運動によって、集団的悲運としての戦時の性暴力による被害を可視化することに成功しました。その悲運は個々の女性の「責任」ではありませんでした。こうして数百名あまりの生存者が、沈黙を破り、彼女たちの経てきた運命と「慰安婦」として被った被害について語る事が可能になったのです。

非常に多くの女性たちに語る覚悟があったこと、今もその覚悟をもっていることは、大きな贈り物です。第一に、これらの証言の存在は、一般的に女性が性暴力体験について、公の場においてでさえ語る用意があることを明確にしました。女性たちにとって重要なのは、そのような経験をテーマ化することに正当性を認めてもらえる場があるということです。

女性の証言が貴重なのは、第二に、「慰安所」についての手がかりを私たちに与えてくれるからです。日本軍やその民間協力者の行動について、女性や少女たちへの接し方について、彼女

たちの経歴や問題について。その限りにおいて、私たちは証人の証言から、歴史的な現実や現在の対処法をよりよく理解することができるのです。つまり、個人の問題との向き合い方、社会的なメカニズム、そして構造的な状況について。

第三に私たちは、アジア女性の証言から、第二次世界大戦時のヨーロッパにおける女性の状況について、間接的に何かを学ぶことができます。なぜなら語りから私たちは、第二次世界大戦時に日本に占領された国々で女性や少女たちが何を体験したのかを感じ取り、そこからまた私たちはヨーロッパの状況へと視野を広げて、あらたな見方に気づいたり、異なる問いを立てたり、方法論を考えたりすることができるからです。

というのもドイツでは、また第二次世界大戦中にドイツによって占領された国々では、当事者の女性たちの包括的な証言は存在しません。女性や少女たちが何を体験したのかについては、個々の事例に関する手紙、報告ないしインタビュー証言があるだけです。たしかに10年ないし15年前から、この事柄に関する関心が高まり、たとえば人生を振り返るインタビューを行う研究者たちは、性的な経験、とりわけ性暴力について質問することが多くなっています。しかし、第二次世界大戦の性暴力被害者との公然と目に見える形での社会的な連帯は存在しませんし、長い間、抑圧してきた記憶を呼び起こして性暴力経験について語ろうとする生存者は、今日にいたるまで、ほとんどいないのです。

こうした背景のもとで、ドイツでの第二次世界大戦中の性暴力のテーマ化は、ここ日本とはまったく異なる経緯をたどりました。私の今日この場での話しは、とくに男たちと軍隊という側面を取り上げるため、このテーマにほんの少し目を向けさせることになるかもしれません。ドイツの現代史研究では、「加害者研究」という言葉が用いられています。これは、ドイツで1960年代以降、とりわけ第二次世界大戦やホロコーストとの関連で成立した研究の方向性であり、戦争中の暴力行為が記録され、また記述され、普通の男たち、りっぱな市民や父親が、なぜ短期間で暴力の加害者や虐殺者になったのかを問うています。

これから30分間あまり、私はこの点について、旧ソ連での戦争中の性暴力を取り上げて解き明かしていきます。この独ソ戦は、1941年6月22日のドイツ軍によるソ連侵攻によってはじまった、残酷きわまりない戦争でした。あらたな「生存圏」を征服し、「ボルシェヴィズム」を絶滅させ、ヨーロッパ・ユダヤ人を根絶するため、ナチ体制はソ連軍の将校と人民委員を国際法に反する命令で殺害し、ユダヤ人住民へのバッジの着用義務付け、ゲットー化、大量射殺を命じ、ソ連の民間人数百万人の餓死を意図的にやむなしとしたのです。

私はしばしば、ドイツ人が戦争遂行の武器あるいは戦略として性暴力を用いたのではないか、という質問を受けることがありました。私は当初、この問いに対する答えは「NO」だと確信していました。というのも、ドイツの軍指導部が性暴力の行使命令を明確に下したことを示唆するものは何もなかったからです。しかし性暴力は、ソ連に対するドイツの侵略戦争のあらゆる段階で行使されていました。国防軍、親衛隊、警察の成員たちは、女性や少女たちに脱衣を強要し、身体検査の名目で体をさわり、裸体の写真を撮り、性的拷問を加え、性器を損傷させたのです。彼らは食糧品や保護との引き替えにセックスを強要し、ペニス、指、物を使って暴行し、女性たちを性的に隷属させたのです。さらにドイツ国防軍は軍用売春施設を作り、女性や少女を性奴隷にしました。ここから、ドイツの戦争遂行にとって、また軍事指導者の考えのなかで、

性暴力の行使がどのような意味と機能をもっていたのか、という問いが自ずと浮かび上がってきます。

この問いに対して、これから私は以下の3つのパートに分けて回答していきます。すなわち、1) 軍隊的な思考のなかでセクシュアリティのもつ意味、2) 部隊の結末のために性暴力のもつ意味、3) 敵に損害を与えるための手段としての性暴力のもつ意味合い、です。

結論では、マリア・エリクソン＝バーツ、マリア・シュテルン、ゾウイ・マークス¹⁾といったフェミニストの研究に依拠しながら、軍隊が（直接あるいは間接に、言葉に出してあるいは無言で）性暴力をどう捉え、この暴力形態がもつ効果を軍事的計算のなかでどう組み込んでいったのかに関する歴史的事実を把握し、理解するためには、「戦争手段あるいは戦争戦略としての性暴力」についての精緻な理解が必要であるということ述べたいと思います。

1) 軍隊的な思考のなかでセクシュアリティのもつ意味

国防軍は兵役義務によって徴集された軍隊で、そこでは1700万人あまりの「職業軍人ではない兵士」が闘っていました。あらゆる階層から、プロテスタント、カトリック、無神論者の男たちが集結し、彼らの政治的見解もさまざまでした。国防軍指導部は、これらの男たちに戦争という極限状態に対する心構えをもたせる、つまり殺すか殺されるか、という戦争が要求する命にかかわる問題を引き受ける覚悟をもたせるという任務を負っていました。

軍事訓練では、必要とされる攻撃的な潜在能力を奮い起こさせ、しかし同時にそれを個人的に発揮させるのではなく、戦争目的にかなう形で誘導し投入させるよう、男たちを身体的にも精神的にも鍛えようとしてきました。兵士は力強く攻撃的であると同時に、軍隊ヒエラルヒーに従順に適応し、服従しなければならなかったのです。すなわち兵士は、暴力を行使すると同時に、暴力を甘受することも必要とされたのです。

軍指揮官は、当時も今も、男たちが、この条件への適合を無理な要求だと感じていることを見込んでいます。要求された服従の履行に報いるために、彼らは埋め合わせ／報酬を約束しているのです。ヤン・フィリップ・レーツマーが断言したように、兵士が従う「こうしろ」という命令には、「こうしてもよい」が付随しています。兵士は他の人間より、より多く禁止されているだけではなく、より多くのことを許可されてもいます。そしてこの「こうしてもよい」という、国防軍指導部が男たちに認めた、この特別な自由のなかで、性的享楽にふけり、性暴力を行使することも含まれていたのです。

性行動は、戦争が求める無理な要求、とりわけ身障者になり命を失うという男たちの不安に対する埋め合わせとなったのです。1942年4月にヒトラーは、「ドイツの男が兵士として無条件に戦う用意があるなら、何の規制もなく愛するという自由も獲得しなければならない」²⁾と断言しました。ここには、戦闘や「愛」のさいの感情的な境界の解放、とりわけオルガスムスという形での身体的欲望の満足が人間、正確に言えば男性という存在を経験することになる、という社会的な了解が表明されています。戦争における性欲の経験は、ここでは死の不安の克服として読み取ることができます。そうした経験は確かに公的には合法ではないものの、それが予定通りの経過をたどる場合には、男たちに許容されるのです。この論理では、兵士の女性へ

の(暴力的な)性的接近は、戦争につきものの現象となるのです。

兵士たちは、軍隊という男性文化において、敵の女性たちに対して性的な充足や接触を要求できると考えていますが、このことは例えば軍歌や軍記物での女性に関する叙述に示されています。加えて独ソ戦に投入された兵士の多くは非常に若く、性体験を持っていませんでした。彼らの書いた日記や手紙を読むと、(郷里や家族、そして社会の管理メカニズムから遠く離れた)入隊への期待を性的冒険への期待と結びつけていたことがわかります。

そうした史料は、兵士たちが、女性に対する性的侵害が逸脱行為になるとは、まして犯罪だとは考えていないことを示唆しています。例えば作家希望の若者だったヴィリ・ペーター・レーゼが中央軍集団に召集されていた時の従軍日記を見てみましょう。当時22歳だったレーゼは、1943年9月に赤軍から逃れるさなかにゴメリ(ベラルーシ)の近くで休息をとった時の部隊の様子を日記に次のように記しています。

われわれは、赤ワインとリキュール、ウォッカとラム酒を飲んで歌い、死神にささげられた者のように恍惚状態に陥って飲んで踊り、酔っぱらい声で学問とエロティシズムについて語り、[...]恋の悩みと郷愁を打ち明けて、あらためて笑い、さらに飲み、歓声をあげ、線路の上で騒ぎ回り、車両のなかで踊り、夜まで射撃をし、捕えたロシア女に裸踊りをさせ、彼女の胸にブーツ磨きの脂を塗りたくり、彼女を自分たちと同じように酔わせ、五日後にゴメリに到着して、はじめてしらふになった。³⁾

レーゼと彼の戦友たちが犯したこの行為について、全体として彼は批判的であり、犯罪的な性格もテーマ化してはいますが、捕えたロシア女への辱めを暴力だとは捉えていなかったようです。兵士自身も戦争被害者として登場する華やかな描写には、いつ、なぜこの女性が捕えられ、彼女が部隊と行動を共にした理由は何か、あるいはその後、彼女はようになったのかについて、まったく説明がなされていません。

他の事例からも、不法行為という意識が欠けていたことがわかります。例えば1940年9月にポーランドで、二人の国防軍兵士が武器を用いて17歳と18歳の二人のユダヤ人女性を両親の家からポーランド人墓地へと連れ出し、その中の一人をレイプしたケースです。二人目の女性は生理中だったので、彼らは彼女をレイプしなかったのですが、彼女が彼らと寝るために来週もう一度来るなら、5ズウォティ払う、と彼女に申し出たのです。⁴⁾

この二つの話は、男たちが戦前の市民社会でレイプは明確な不法行為という意識を持っていなかったことを示唆しています。たしかに「強姦」は禁止されていて、法的には犯罪行為に当たります。しかし、この件で有罪判決を下されるのは、特定の状況が重なった場合だけです。(例えば、当時は夫婦間のレイプは、まったく罪に問われませんでした。)さらに、性的な危害が認められるのは、せいぜい、抵抗したにもかかわらず性行為が行われたことを女性が証明できた場合に限られていました。事実、実際には、レイプはたしかに良くないことではあるが、極端に暴力的でない限りは、男たちのきわめて普通の行動なのだと、一般的に考えられていたのです。

他方でこの二つのケースは、戦争の大部分の期間、男たちが、いかに優越感を抱き、驕っていたかを示しています。歴史家トーマス・キューネは、ナチ・ドイツで少年や男性たちが、男

性同盟を「道徳的に優れたもの、道徳的に自律しているもの」ととらえるよう誓わされたことを指摘しています。つまり、市民社会の規範や、女性たち、家族の結びつきから自律している、ということです。彼らは「犯罪仲間」として小集団を作り、その中で一緒に、まさに相互に依存しあいながら行動し、独自のルールも作るのです。それによって、彼らの同属意識や戦友感情が強化されるのです。

たしかにすべての兵士が法的拘束の枠外にある戦友の理想を分かち合っているわけではありませんし、寡黙なアウトサイダーもいれば、軍事作戦の犯罪的な側面を多かれ少なかれ公然と批判した兵士もいました。しかし、結局の所、すべての男たちは共犯者という関係に引きずり込まれるのです。多くの状況下で最終的には、男性同盟という実体の効力の方が法や「上から」の軍事命令よりも強かったと思われまます。こうした背景の下では、性的活動、とりわけ女性に対する性暴力は強い象徴的価値をもち、男性の生命力、さらに個人および集団の強さの表れとみなされることになるのです。⁵⁾

2) 部隊の結束において性暴力がもつ意味

兵士たちの社会的結束が軍事作戦の有効性にどのような影響を及ぼしているのかというのは、軍事社会学の中心的な問いです。じっさい、作戦に成功するためには相互信頼とチームワークは非常に重要ですし、戦場の男性にとってはしばしば生死に関わる問題となります。ガイ・シーボールドは、a) 同僚との結びつきと、b) 指導者との結びつきとを区別しています。「同僚との結びつきは、軍隊階級において同じレベルにある人びと同士のもの（たとえば部隊の兵員）であり、指導者との結びつきは異なるレベルにある人びととのもの（たとえば部隊の兵員とその上官）である」。⁶⁾

同様に国防軍将校たちも、自分の部下たちがお互いに精神的に繋がりをもち、それと同時に上官に対して忠誠を誓い続けるような雰囲気を作り出すよう、腐心していました。こうした交渉プロセスにおいて部下に性暴力の「自由」を（明示的ないし暗示的に）認めることで、ある特殊な機能を果たすことが可能になったのです。1941年10月7日、第20歩兵師団の砲兵であるユルゲン・W少将は、ナーヴリャ（ロシア）周辺での彼の大隊の軍事的勝利について、次のように記しています。

「その村は、大隊の勇猛果敢な攻撃によって練兵場さながらに[敵兵が]一掃され、村に入った第六中隊は一二〇名を捕虜にし、おびただしい戦利品を獲得した。勇敢なロシア人のための「御婦人方」を乗せたキャンピングカーも捕獲された。ただし彼女たちは機関銃掃射によって少し負傷している。しかしなぜ彼女たちも戦場に出ているのか。兵士たちは戻ってきた時、「食欲をそそる小娘たちだ」と言った」。⁷⁾

ユルゲン・Wは兵士たちの行動を黙認し、配下の兵士たちに対して寛大な理解を示す父親のような人物として自らを描写しています。

部下による性暴力もありうることだと考えたり、犯罪者たちに共感を示したりするような軍指揮官の態度は、最高指導部のレベルにも見られました。1941年9月6日、陸軍総司令官ヴァルター・フォン・ブラウヒッチュは、「自己抑制」と題した次のような行動規則を、東部戦線の部隊指揮官に配布しています。

「人間の素質が多様である以上、性に関してあちこちで「欲情や欲求不満」が生じるのは避けられず、この点に関して目を閉ざすことはできないし、また閉ざしてはならない。

いずれにせよ、この問題は、占領地域で性行動を禁止することで解決できるものではない。そのような禁止は、他のやっかいな結果とともに、強姦罪の件数と刑法第一七五条〔同性愛禁止条例〕違反の危険をかならず増加させるであろう」。⁸⁾

フォン・ブラウヒッチュの見解は、兵士の素質によっては性的な「欲情や欲求不満」も生じうるというものでした。これは、戦争経験が兵士たちの肉体や精神に望ましからぬ影響を及ぼしうるという軍隊における意識を反映したものです。たとえば第一次世界大戦中に軍医が直面していたのは、何千もの兵士たちが塹壕を経験するなかで性的不能になるという問題でした。多くの男たちが戦闘中や戦場での殺害のさなかに、不意に性欲を催してしまうという事実も知られていました。⁹⁾

戦場の兵士たちの「性的な心配や欲求不満」に対応するため、フォン・ブラウヒッチュは軍法会議に対して、常習犯として知られていたり極度の残虐さを伴うレイプでなかった場合には厳しく罰しないようにと指示しています。¹⁰⁾

さらにフォン・ブラウヒッチュは、医師の管理下にある国防軍兵士のための売春施設を設立すべきであるという提案も行っています。こうした方法によって、性的活動のリスクを管理下に置くことが目指されました。すなわち、(1) 性感染症の拡大、(2) 軍事的規律の喪失、(3) 国防軍の威信へのダメージ、(4) 現地住民の抵抗、(5) スパイへの不安（つまり彼ら兵士たちが現地の女性に機密を漏らしてしまうのではないかと不安）、(6) ナチ・イデオロギーにおいて「価値が低い」とされている女性との親密な接触、(7) 「望ましからざる雑種の出生」というリスクです。

半年後の1942年3月20日、陸軍総司令部の兵站総監は、売春施設設立を命令しています。¹¹⁾ その設立のありようは地域によって様々でしたし、現地の状況、その時点での戦争・占領状況や、現地当局との協力関係の程度によって左右されました。今日でも、女性たちが徴募されてきた状況についてはほとんどわかっていません。史料が示唆しているところによれば、一部の女性は詐欺や強制、暴力によって売春施設へやってきたのに対し、自分自身や家族の生存を保障するために協力を申し出た女性もいました。¹²⁾ ですが、当初国防軍売春施設で働くことに同意していた女性であっても、顧客を断る自由も、売春施設を去る自由も与えられていませんでした。その限りにおいて結局のところ、この売春施設におけるすべての女性は、強制と暴力によって特徴付けられた状況のなかにあったのです。さらに彼女たちはみな、戦争によって残虐化した男性たちのふるう直接的な身体的暴力と直面していました。

以上、全体として明らかになったことは、軍指導部は性暴力を含む性的活動をおおむね黙認し、

受容し、特定の状況においては促進し制度化さえしたということです。これは、兵士たちの「戦闘士気」を高め、彼らの戦う意欲に報い、彼らを長期的に体制へとつなぎ止め、小集団における結束と忠誠を保障することが目的でした。

3) 敵に損害を与えるための手段として性暴力がもつ意味

とくに戦争の初期段階において、女性や少女は無差別の攻撃対象になるように思われました。さらに男性や少年も、規模ははるかに小さいとはいえ性暴力の犠牲者となりました。性暴力の犠牲者はさまざまな社会的、国民的、民族的、宗教的な背景を持っていましたし、部分的にはユダヤ人女性も犠牲になりました。チェルカッスイ（ウクライナ）でドイツ軍による征服を体験したある女性は、次のように回想しています。

「そして彼らは、いつも好き勝手なことをしました。彼らは私たちから希望を奪いました。彼らはあつというまに入り込んで来て、卵とミルクを求め、声をあげ、叫び、少女たちのあとを追いかけて、すべてを奪いました」。¹³⁾

こうしたかたちの暴力がもたらす影響は、破滅的なものでした。生存者の証言によれば、性暴力経験は方向性の喪失、不信感、無力感を引き起こしました。不安や恥という感情によって、多くの犠牲者は自らの経験を家族や友人、社会的なネットワークと共有することが妨げられたように思われます。その結果、家族の生存は危険にさらされ、社会は変化していきました。¹⁴⁾

そうした社会的な長期的帰結をもたらすために、兵士たちが性暴力を行ったわけではないかもしれません。ただ確実に、男たち（直接の加害者も指揮官も）はそのような結末を十分に知っていました。

1941年8月10日、第9軍司令部は戦闘地域におけるレイプの数がはっきりと増加していることを報告しています¹⁵⁾。しかし厳しく処罰されるのは、加害者が「粗暴化や規律のなさ」を示した場合のみでした¹⁶⁾。この方針は戦時裁判権命令とも一致していました。

「裁判権者が軍法会議の手続きにおける現地住民に対する行為の訴追を命じるのはただ、軍規の維持もしくは部隊の保護に必要な場合だけである。これが該当するのはたとえば、性的抑制の欠如あるいは犯罪者の体質にもとづく重犯罪、もしくは部隊が粗暴化する兆候が見られる場合である」。¹⁷⁾

戦時裁判権命令では明白に、民間人に対する犯罪行為は一般に適法であると見なされています。兵士が自己抑制や「軍紀」を欠いたり、戦争目標を見失ったり、個人的欲求（たとえば性欲、血に飢えている状態もしくは個人的利益）の充足が前面に出ている場合のみ、軍法会議にかけられました。この意味で、軍事作戦を直接危険にさらした場合にのみ、せいぜいレイプにたいする処罰が行われるといった程度だったのです。その場合であっても、判断は軍事ヒエラルキーの中間レベルの男たちにおおむね任されました。

国防軍指導部は兵士たちに対して基本的にほとんど処罰を行おうとはせず、性暴力を行うことは許容しうるものなのだというメッセージを送っていましたが、なかには兵士たちに対して積極的に性暴力を行うことを奨励する者も少なくありませんでした。1942年12月16日、国防軍最高司令部長官ヴィルヘルム・カイテルは、対パルチザン作戦に従事している全ての部隊は、

「それが成功に繋がるのであれば、女性ない子どもに対して無制限にすべての手段を使用する権利があるし、その義務もある」¹⁸⁾

と述べています。

この命令が伝えようとしている主たるメッセージは明白です。パルチザンに対する戦争は、たとえ女性や子どもが相手であっても、良心のとがめを感じる必要はいっさいないということです。カイテルは明示的に促したわけではありませんが、彼の言葉遣いは、女性をレイプすることへの権限付与と理解することができました。性暴力を行っても処罰されることはないだろうと兵士は理解することができたし、それによって彼らの行動可能性が開かれたのです。

結論

ドイツ兵が性暴力を行った状況は多様なものです。直接の加害者たちはふつう、そうした行為を戦争のうえでの戦術とか戦略のために意図的に行ったわけではない、と考えてよいでしょう。むしろ彼らは、自分に与えられた行動可能性を利用したのです。それは、彼らの情動的な反応、性格、所属する小集団の中で形成されてきた規範や慣習的实践に左右されました。

国防軍指導部は、兵士たちによる性的活動や性暴力を知っていました。そして、部隊の健康や規律にもたらしうる潜在的なリスクを恐れてはいたものの、性暴力を止めるために国防軍はほとんど何もしませんでした。それとは正反対に、彼らは兵士の行動を戦争遂行のために利用し、こうしたかたちの暴力がもたらす象徴的かつ現実的な帰結を利用したのです。

ソ連における戦争遂行にとって、性暴力を行うことを明示的・暗示的に認めることには、次のような一連の機能がありました。

- 1) 女性、家族、市民社会や市民的規範に対する優越感と、それとは無関係に好き勝手なことをやれるという感情を兵士に与える。
- 2) 小集団における団結と結束、上官に対する忠誠を促進する。
- 3) 敵の社会的紐帯を破壊し、戦争が終わっても長らく続くような長期的な不安定さを創り出す。

この意味において、そしてこの意味においてのみ私は、ソ連における性暴力は戦争遂行の武器であり手段であったのだと述べたいと思います。

社会学者ウルリヒ・ブレックリンクは、戦争における戦場とは、「死の不安という意識の混濁状態から、戦闘に興奮している狂乱状態にいたるまで」の「極端な情動」に特徴付けられている状況である、と記しています。この情動は「行動を抑制することもあれば、その羽目を外させ、方向性を変えさせることもあり」ます。戦場で行動する兵士は、「偶然性が極度なまでに高まる

経験」にさらされています。「それ〔偶然性〕をコントロールするため、同じくらい極度な概念」が必要とされるというのです。

ブレックリンクはそれゆえ、軍事的行為をつぎのような「目標をもつ、偶然性の管理」として描写しています。その目標とは「すべての活動を、自らの暴力の可能性を向上させ、敵の暴力の可能性を弱体化させること」のために行い、そのさい「すべての計画と組織の、無視することのできない限界、しかし事前に見通すことは決してできない限界」を考慮に入れることです。さらに彼が言うには、「コントロールを望む者は、権力だけでなく知識を必要とする。摩擦と折り合い、あるいはそれを回避するためには、摩擦それ自体を知っておかなければならない。(略)何が計算できないのかということも、計算しておかなければならない」。¹⁹⁾

兵士たちの性的活動、セクシュアリティと暴力の癒合、そして情動はこの、正確な計算ができないこの知識そのものです。にもかかわらず軍の指揮官たちは、これを（暗示的かつ明示的に）計算していたのです。

注

- 1) Maria Eriksson Baaz/ Maria Stern, *Sexual Violence as a Weapon of War? Perceptions, Prescriptions, Problems in the Congo and Beyond*, London, 2013; Zoe Marks, "Sexual Violence Inside Rebellion: Policies and Perspectives of the Revolutionary United Front of Sierra Leone," *Civil Wars*, 15, no. 3, 2013. pp.359–379.
- 2) *Hitlers Tischgespräche im Führerhauptquartier: Entstehung, Struktur, Folgen des Nationalsozialismus*, ed. Henry Picker, Berlin: Propyläen TB, 1997, 初版 1951, p.332 より引用.
- 3) Willi Peter Reese, "Mir selber seltsam fremd". *Die Unmenschlichkeit des Krieges, Russland 1941–1944*, hg. von Stefan Schmitz, München, 2003, p.197.
- 4) Doris L. Bergen, "Sexual Violence in the Holocaust. Unique or Typical?", in: Herzog (Hg.), *The Holocaust in International Perspective*, Chicago 2006, p. 181 より引用.
- 5) Thomas Kühne, *Belonging and Genocide. Hitler's Community, 1918–1945*, New Haven, 2010, p.53.
- 6) Guy L. Siebold, "The Essence of Military Group Cohesion," *Armed Forces and Society*, 33, no 2, 2007, pp. 286–295.
- 7) Jürgen W., Tagebuch in Russland, Archives Hamburg Institute of Social Research [HIS-Arch], NS-O 22, box 4.
- 8) OKH [Oberkommando des Heeres], von Brauchitsch, Schreiben an den Generalquartiermeister, Betr.: Selbstzucht, 31 July 1940, Bundesarchiv-Militärarchiv Freiburg [BA-MA], RH 53-7/v. 233a/167.
- 9) Jason Crouthamel, "Male Sexuality and Psychological Trauma. Soldiers and Sexual Disorder in World War I and Weimar Germany," *Journal of the History of Sexuality* 17, no 1, 2008, pp. 60–84. イギリスとアメリカでの同様の議論については、Joanna Bourke, *An Intimate History of Killing: Face to Face Killing in Twentieth Century Warfare*, New York, 2000 を参照.
- 10) OKH, von Brauchitsch, Betr.: Notzuchtverbrechen, 5 July 1940, BA-MA RH 14/v. 30
- 11) Heeresarzt im OKH, gez. Dr. Hanloser, Prostitution und Bordellwesen im besetzten Gebiet in Sowjetrußland, 20 March 1942, BA-MA H 20/825.
- 12) Regina Mühlhäuser, *Eroberungen. Sexuelle Gewalttaten und intime Beziehungen deutscher Soldaten in der Sowjetunion, 1941–1945*, Hamburg 2010, p.214ff. レギーナ・ミュールホイザー 『戦場の性－独ソ戦下のドイツ兵と女性たち』 姫岡とし子監訳、岩波書店、2015年、130–136頁。親衛隊指導部は、売春施設はドイツの「人種のエリート」の威信を損傷するという理由で親衛隊用の売春施設を設置しなかった。し

かし、さまざまな語りが、親衛隊員が国防軍用売春施設を訪問し、そのうえ女性たちを非公式に奴隷化していたことを示唆している（同）。

- 13) Wendy Jo Gertjeanssen, *Victims, Heroes, Survivors. Sexual Violence on the Eastern Front during World War II*, unveröff. Dissertation, University of Minnesota, 2004 S.267.
- 14) 例えば Elena Kozhina, *Through the Burning Steppe. A Wartime Memoir*, New York, 2000, p.80; Oberbefehlshaber der 4. Panzer-Armee, Betr.: Plünderungen, 22. July 1941, BA-MA, RH 27-7/156; SS- und Polizeiführer Brest-Litowsk, Lagebericht für die Zeit vom 15. Juni bis 15. Juli 1942, BArch, R 94/6.
- 15) AOK [Armeeoberkommando] 9, Anweisung, Betr.: Überwachung der Disziplin, 10. August 1941, NARA [National Archives and Record Administration] RG 242/314/679, 649.
- 16) AOK 11, Abt. Ic, AO Nr. 2379/41 geh., gez. von Manstein, 10 November 1941, *Trial of the Major War Criminals Before the International Military Tribunal, Nuremberg, 14 November 1945 - 1 October 1946* [IMT], Vol. 3/4, Doc. 4064-PS, p.129–132 に掲載.
- 17) Erlaß über die Ausübung der Kriegsgerichtsbarkeit im Gebiet "Barbarossa" und über besondere Maßnahmen der Truppe [Kriegsgerichtsbarkeitserlaß], 13 May 1941. Felix Römer による解説付き。
http://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument_de&dokument=0093_kgs&object=translation&st=&l=de.
- 18) Der Chef des Oberkommandos der Wehrmacht, Betr.: Bandenbekämpfung, 16 December 1942, gez. Keitel, Dok 066-UK, in *IMT*, Vol 39, p.128–129.
- 19) Ulrich Bröckling, „Schlachtfeldforschung. Die Soziologie im Krieg“, in: Steffen Martus, Marina Münkler, Werner Röcke (Hrsg.), *Schlachtfelder. Codierung von Gewalt im medialen Wandel*, Berlin, 2003, p. 189f.